

「最新情報」

GSAP

2020年4月24日

“インドの中央直接税務局が源泉徴収税の限度税率またはゼロ税率適用証明書について指令・クラリフィケーションを出した”

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響でインド税務署の業務が中断されているため、2020-21年度について源泉徴収税の限度税率・ゼロ税率の適用を認める証明書の発行が遅れている。苦境に立たされている納税者の苦労を軽減するために中央直接税務局が様々な指令・クラリフィケーションを出し2019-20年度に関する同証明書の有効期限を一定の条件を満たす場合に2020年6月30日まで延長することにした

情報源: CBDT Office Memorandum No. 275/25/2020-IT(B) dated March 31, 2020; April 3, 2020 and April 9, 2020.

 www.gsapadvisors.com  info@gsapadvisors.com

中央直接税務局の指令

S.No.	納税者の該当する源泉徴収税の限度税率・ゼロ税率の適用を認める証明書の申請・取得状況	左記の状況に対する中央直接税務局の指令
1.	2019-20年度に関する証明書を取得・所有しており、2020-21年度についても既にオンラインで申請している	2019-20年度に関する証明書は、2020-21年度において2020年6月30日までまたは税務当局により該当の2020-21年度に関する申請の処理のいずれか早い方まで有効とされる
2.	2019-20年度に関する当該証明書を取得しているが、2020-21年度についてはまだ申請していない	2019-20年度に関する証明書は、2020-21年度において2020年6月30日まで有効とされる。ただし、2020-21年度については納税者が正常性が回復したとき、または2020年6月30日のいずれか早い方までに管轄税務当局への電子メールを介して、申請方法の変更された新しい手順に従って申請を行う必要がある
3.	2019-20年度に関する当該証明書を取得していない上、2020-21年度についてもまだ申請していない	納税者は、申請方法の変更された新しい手順に従って電子メールを介して管轄税務当局へ必要な付属資料を付して申請を行うことが可能となっている
4.	納税者は、インドに恒久的施設を有する非居住者(外国企業を含む)への支払いが予定されていますが、2019-20年度に対する当該証明書を所有していない	2020年6月30日または2020-21年度に関する該当証明書の発行のいずれか早い方までの支払いに対して、グロスベースで10%の税率(課徴金および健康教育目的税を含む)で源泉税徴収を行う必要がある
5.	2019-20年度について指定された期限内に証明書の発効に当たりオンライン申請を行っているが、税務当局は証明書をまだ発行していない	納税者は、必要な付属資料を付けて、税務当局による処理がペンディングとなっている当該申請書について電子メールを介して管轄税務当局に報告・連絡する必要がある。税務当局は2020年4月27日までに当該申請を処理しなければならない
6.	納税者は、2019-20年度について銀行またはその他の機関に様式15Gおよび様式15H(源泉徴収税免除に係る様式)を提出した	様式15Gおよび様式15H(源泉徴収税免除に係る様式)を2020-21年度について2020年6月30日まで有効とする

お問合せ先

GSAP



H-59AB, Lower Ground Floor
Kalkaji, New Delhi 110019
India



info@gsapadvisors.com



+91 (11) 4056 0819
+91 (11) 4154 4443

Disclaimer: The content herein are solely meant for commercial purposes and shall not be considered as professional advice and/or used as base for any technical decision. GSAP Advisors India Pvt. Ltd., its employees, contractors, associates are not responsible for loss whatsoever sustained by any person who relies on the information contained herein.